

平成28年11月号

e~ろうむ.net
(いい労働)

連絡先：〒160-0023

東京都新宿区西新宿4-1-10-205

社会保険労務士事務所NKサポート

電話：03-6304-2745 FAX：03-6304-2744

e-mail：info@e-606.net

女性、高齢者、外国人...

「全員参加型社会」に関する従業員の意識

◆ダイバーシティ推進の時代

人材不足が叫ばれる現在、労働力の確保の観点などから、女性や高齢者、外国人を積極的に採用・活用していこうという流れにあります。

ダイバーシティを進めていくうえで、企業としては実際に働く社員はどのように感じているのかが気になるところだと思います。

そういった意味では、独立行政法人労働政策研究・研修機構が昨年11月から12月にかけて行った「第7回勤労生活に関する調査」の結果が参考になるのではないかと思います（調査概要：全国20歳以上の男女4,000人が対象。有効回答数2,118人）。

◆「上司が女性でも抵抗感なし」が大多数

まず、「女性の職場進出がもっと進むこと」については、86.4%の人が抵抗感を感じておらず（「抵抗を感じない」「あまり抵抗を感じない」の合計）、男女別でも差が見られませんでした。

また、「女性が会社の社長になること」（抵抗感がない：88.1%）、「女性の管理職がもっと増えること」（同：87.5%）、「女性の上司が男性の部下を使うこと」（同：83.1%）、「大事な商談の担当者（契約相手）が女性であること」（同）87.2%という結果になっています。

そして「男性が育児休業をとること」については70.6%の人が「抵抗感がない」としていますが、男女別でみると差が出ています（男性の抵抗感：32.5%、女性の抵抗感：22.1%）。

◆「いくつになっても働きたい」が大多数

年金がもらえるようになった高齢者の就労に関して、「健康であれば年齢に関係なく働ける社会にしたほうがよい」と回答（「非常にそう思う」「ややそう思う」の合計）した割合が92.1%と大多数を占めました。

本人が高齢になり、年金が支給されるようになっても働きたいかとの質問については、「働く意欲あり」とする割合が75.8%（「働きたい」「どちらかといえば働きたい」の合計）となり、「働く意欲なし」とする割合の21.8%（「働きたくない」「どちらかといえば働きたくない」の合計）を大きく上回る結果となっています。

◆外国人受け入れの抵抗感は低い

「職場で外国人の同僚と一緒に働くこと」については75.3%の人が「抵抗感がない」（「抵抗感を感じない」「あまり抵抗を感じない」の合計）としています。また、「外国人が日本人よりも良い仕事に就くこと」については抵抗感がない人が71.0%という結果となっています。

この調査結果を見る限り、女性、高齢者、外国人労働者を採用・活用していくことについて、従業員の意識は高い（ハードルは低い）と言えるのではないのでしょうか。

従業員の「若年性認知症」と企業の対応

◆「若年性認知症」への対応は今後の大きな課題

判断力が鈍くなった、何度も同じことを繰り返し聞くようになった—「もしかしたら『認知症』かもしれない」、そんな社員はいませんか？

65歳以上の発症を「認知症」、65歳未満の発症を「若年性認知症」と言います。特に若年性認知症は、職場や家庭で様々な役割を担う働き盛りの年代で発症することが多い（2009年の厚生労働省推計では、平均発症年齢は51.3歳）一方で、就労経験のある若年性認知症患者の約8割が離職（厚生労働省「患者生活実態調査」2014年）を余儀なくされ収入源を絶たれるなど、影響は深刻です。

65歳までの雇用義務化で働くシニア層が急増する中、「社員が認知症になったらどう対処するか」は、今後、企業にとっての大きな課題となると言えます。

◆大切なのは「早期発見」と「適切な対処」

若年性認知症の場合、認知症への知識不足（「この

年で認知症になんてなるはずがないし、物忘れは加齢のせい」）や、認知症と診断されるリスクへのおそれ（「認知症だと診断されたら、働き続けることができない」）などから、医療機関の受診が遅くなりがちです。

しかし、認知症は、早期に適切な治療を受けることによって症状の進行を抑えられることもあります。特に職場では、普段と違う行動や言動の変化にも気がつきやすいと考えられますので、「あれっ？」と思った時に医療機関につなげてあげることが肝要です。

また、認知症との診断を受けたとしても、疲労に配慮して就労時間を短くしたり、業務内容を変えたりする（正確性が強く求められる業務は難しいが、比較的単純な労務作業であれば継続が可能）など、職場の対応いかににより長く働き続けることができる可能性も高まります。

このような適切な対処によりコミュニティに参加し続けることは、進行を遅らせることにもつながります。

◆活用したい「若年性認知症支援コーディネーター」

厚生労働省は今年度から、都道府県に「若年性認知症支援コーディネーター」を配置しています。職場に対しては、勤務調整や就労継続のためのアドバイスをするほか、職場復帰のための支援もしてくれますので、ぜひ活用したい存在です。

11月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

【郵便局または銀行】

○雇用保険被保険者資格取得届の提出

<前月以降に採用した労働者がいる場合>

【公共職業安定所】

○労働保険一括有期事業開始届の提出

<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

【労働基準監督署】

30日

○個人事業税の納付<第2期分>

【郵便局または銀行】

○所得税の予定納税額の納付<第2期分>

【郵便局または銀行】

○健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】

○外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない

場合）<雇入れ・離職の翌月末日>

【公共職業安定所】